

大阪市路上喫煙の防止に関する条例 改正の概要について

大阪市環境局

1 条例改正の理由

- 大阪市では、市民の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、道路、公園、広場その他の公共の場所で、路上喫煙をしないよう努力義務を定めるとともに、路上喫煙禁止地区（現在6地区）においては、路上喫煙防止指導員が巡回し、路上喫煙を現認した場合、罰則として1,000円の過料を徴収している。
- 国際観光都市をめざしている本市にとって、2025年の大阪・関西万博の開催は重要なマイルストーンであり、その開催理念である「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という理念に照らすと、市内全域での路上喫煙禁止に向けて取組を進める必要があることから、条例を改正することとした。

2 改正までの経過

- ・ 令和4年7月13日 路上喫煙対策委員会への諮問
- ・ 令和4年10月7日 路上喫煙対策委員会からの中間答申
- ・ 令和5年8月7日～9月6日 意見募集（パブリック・コメント）の実施
意見提出総数448通（延べ545件の意見）
- ・ 令和5年12月26日 路上喫煙対策委員会からの最終答申
- ・ 令和6年2月22日 改正条例案の上程
- ・ 令和6年3月1日 建設港湾委員会へ付託（議案第84号）
- ・ 令和6年3月26日 建設港湾委員会にて附帯決議を付して原案可決
- ・ 令和6年3月27日 本会議にて附帯決議を付して原案可決

3 主な改正内容

1 市内全域での路上喫煙禁止

これまでの路上喫煙禁止地区のみとしていた路上喫煙禁止に係る区域を、道路等のうち、本市が管理する区域及び市長が指定する区域に改め、その実効性を担保するために違反者に対し過料を徴収する。

2 合意に基づく私有地の路上喫煙禁止区域への指定

上記の市長が指定する区域は、管理について権原を有する者との合意に基づいて指定する旨を追加する。

3 主な改正内容

3 加熱式たばこの規制対象への追加

平成19年の条例制定当時は一般的ではなかった加熱式たばこが普及してきた状況を踏まえ、健康増進法に準じ、条例で定めるたばこの定義を加えるとともに、喫煙の定義についても加える。

4 本市の責務として「分煙施設の整備」を追加

たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨てる原因となる路上喫煙の防止に必要な施策として、本市が推進すべき必要性の高い施策の代表的なものを明確化するため「分煙施設の整備」の文言を追加する。